災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規定に基づき,広島県 (以下「県」という。)及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村 (以下「被災市町村」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他 の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の 都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結 した。

(応援の種類)

- 第1条 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 食料, 飲料水, 生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
 - (4) 医療, 救援, 応急復旧等に必要な医療職, 技術職, 技能職等の職員の人的応援
 - (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応接要請の手続等)

- 第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局(以下「連絡担当部局」という。)を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
 - (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
 - (6) 応援を必要とする期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態 に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、 同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
 - この場合には、同項の要請があったものとみなす。
- 3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。
- 4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。
- 5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。 (応援経費の負担)
- 第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村 が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県	代表者	広島県知事	熊野町	代表者	熊野町長
広島市	代表者	広島市長	坂町	代表者	坂町長
呉市	代表者	呉市長	江田島町	代表者	江田島町長
竹原市	代表者	竹原市長	音戸町	代表者	音戸町長
三原市	代表者	三原市長	倉橋町	代表者	倉橋町長
尾道市	代表者	尾道市長	下蒲刈町	代表者	下蒲刈町長
因島市	代表者	因島市長	蒲刈町	代表者	蒲刈町長
福山市	代表者	福山市長	大野町	代表者	大野町長
府中市	代表者	府中市長	湯来町	代表者	湯来町長
三次市	代表者	三次市長	佐伯町	代表者	佐伯町長
庄原市	代表者	庄原市長	吉和村	代表者	吉和村長
大竹市	代表者	大竹市長	宮島町	代表者	宮島町長
東広島市	代表者	東広島市長	能美町	代表者	能美町長
廿日市市	代表者	廿日市市長	沖美町	代表者	沖美町長
府中町	代表者	府中町長	大柿町	代表者	大柿町長
海田町	代表者	海田町長	加計町	代表者	加計町長

筒賀村 代表者 筒賀村長 戸河内町 代表者 戸河内町長 代表者 芸北町 芸北町長 代表者 大朝町長 大朝町 千代田町 代表者 千代田町長 豊平町 代表者 豊平町長 吉田町 代表者 吉田町長 八千代町 代表者 八千代町長 美土里町 代表者 美土里町長 高宮町 代表者 高宮町長 甲田町 代表者 甲田町長 向原町 代表者 向原町長 黒瀬町 代表者 黒瀬町長 福富町 代表者 福富町長 豊栄町 代表者 豊栄町長 大和町 大和町長 代表者 河内町 代表者 河内町長 本郷町 代表者 本郷町長 安芸津町 代表者 安芸津町長 安浦町 代表者 安浦町長 川尻町 代表者 川尻町長 豊浜町 代表者 豊浜町長 豊町 代表者 豊町長 大崎町 代表者 大崎町長 東野町 代表者 東野町長 木江町 代表者 木江町長 瀬戸田町 代表者 瀬戸田町長 御調町 代表者 御調町長 久井町 代表者 久井町長 向島町 代表者 向島町長 甲山町 代表者 甲山町長 世羅町 代表者 世羅町長 世羅西町 代表者 世羅西町長 内海町 代表者 内海町長 沼隈町 代表者 沼隈町長 神辺町 代表者 神辺町長 新市町 代表者 新市町長 油木町 代表者 油木町長 神石町 代表者 神石町長

豊松村

代表者

豊松村長

三和町 代表者 三和町長 上下町 代表者 上下町長 代表者 総領町長 総領町 甲奴町 代表者 甲奴町長 君田村 代表者 君田村長 布野村 代表者 布野村長 作木村 代表者 作木村長 吉舎町 代表者 吉舎町長 三良坂町 代表者 三良坂町長 三和町 代表者 三和町長 西城町 代表者 西城町長 東城町 代表者 東城町長 口和村 代表者 口和村長 高野町 代表者 高野町長 比和町 代表者 比和町長

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算 定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態 となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中 に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中 において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。
- エ ア, イ及びウのほか, 応援職員の派遣に要する経費については, 応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費		
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費		
第1条第1号から第3号までの資機材(同条	借上料,燃料費,輸送費,維持管理費		
第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。)に	及び破損又は故障が生じた場合の修理		
係るもの	費		
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費		
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料		
第1条第6号の特に要請のあった事項に係	実施に要した経費		
るもの			

- (2) (1)の請求は、応援をした市町村の市長村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難いときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。